

キュービクル式変電設備条例適合チェック表

記入者

会社名

氏名

電話

項 目		内 容	申請機器	適合		
外 箱	材 料		鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるか	材料〔 〕		
	板 厚	床面以外	1. 6 mm（屋外用のものは、2. 3 mm）以上であるか	板厚〔 〕 mm		
		床面	1. 6 mm（屋外用のものは、2. 3 mm）以上であるか、（コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。）	板厚〔 〕 mm 若しくは 位置〔 〕		
	開口部		防火戸（網入りガラス入りは不燃材料で固定）であるか	〔 適 ・ 否 〕		
	固定		床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか	〔 適 ・ 否 〕		
	隙間		直径10 mmの丸棒が入るような穴又は隙間がないか （配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様）	最大隙間 〔 〕 mm		
	外部 露出 設置 可能 機器	表 示 灯	カバーの材料は難燃材料以上であるか	〔 適 ・ 否 〕		
		配線用遮断器	金属製のカバーが付いているか	〔 適 ・ 否 〕		
		電 圧 計	ヒューズ等で保護されているか	〔 適 ・ 否 〕		
		電 流 計	計器用変成器を介しているか	〔 適 ・ 否 〕		
		スイッチ類 （切替スイッチ含む）	難燃材料以上であるか	〔 適 ・ 否 〕		
		上記の他、配線の引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか		〔 適 ・ 否 〕		
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられているか		〔 適 ・ 否 〕		
機器収納状況		電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10 cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか		底面から 〔 〕 cm ・ 防水措置		
		電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されているか		〔 適 ・ 否 〕		
配 線		引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか		〔 適 ・ 否 〕		
換 気 装 置	全 般		外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか	〔 適 ・ 否 〕		
	開口部		自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について1／3以下であるか	〔 適 ・ 否 〕		
	機械式		自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられているか	〔 適 ・ 否 〕		
	換気口		換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパー等が設けられているか	設置装置 〔 〕		

- 館林地区消防組合火災予防条例第11条第1項第3号に規定する「消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。
- 「申請機器」欄には、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。
- 「適合」欄には「内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。